

# 物品会計規則事務取扱要綱

## 第1 総 則

### 1 物品の整理区分（第3条関係）

#### (1) 備品

ア 物品会計規則第3条第1号に規定する備品とは、その性質・形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（寄附を受けて取得したことその他の理由により取得価格が取得時の時価又は評価額と著しく異なる場合にあっては、その取得時の時価又は評価額をいう。以下、同じ。）が50,000円以上のものとする。

イ 備品として整理区分する動物及び図書の範囲は、次のとおりとする。

（ア）動物 観賞用動物（魚類を除く。）及び王子動物園等で飼育する動物とする。

ただし、王子動物園等で生産された動物のうち飼育しないもの、実験用又は研究用動物及び備品に属しない動物は、消耗品又は生産品に区分するものとする。

（イ）図書 図書等の刊行物で保存の必要のあるものとする。新聞、雑誌、官報、パンフレットその他これらに類するもので一時限りの出版物は消耗品に区分するものとする。

ウ 具体的な備品の区分については、物品整理区分表1 備品のとおりとする。

#### (2) 消耗品

ア 物品会計規則第3条第2号エに規定する消耗品とは、物品整理区分表1 備品に例示されている物品その他これらに類するものであっても、取得価格が50,000円未満のものとする。

イ 具体的な消耗品の区分については、物品整理区分表2 消耗品のとおりとする。

(3) 材料品の区分については、物品整理区分表3 材料品のとおりとする。

(4) 郵便切手類の区分については、物品整理区分表4 郵便切手類のとおりとす。

(5) 生産品の区分については、物品整理区分表5 生産品のとおりとす。

生産品に該当するものであっても、所管課において使用するものは、その形状に応じて備品、消耗品又は材料品に整理区分して管理するものとする。

(6) 借用物品は本市に所有権がない（備品ではない）ので、重要な物品等の報告（第17条関係）については規則の適用を受けない。

### 2 物品出納員等（第4条関係）

物品出納員等は、所管会計管理者の命を受けて物品の出納保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務をつかさどるものとし、物品の出納（受入及び払出し）は、物品会計規則別表第2に定める出納通知書により物品出納員等が行う。

### 3 物品管理者等（第5条関係）

物品出納員等と物品管理員は、同一の者を充てることができる。

## 第2 管 理

### 1 管理責任者

(1) 物品出納員等が受け入れた物品は、直ちに物品管理員に払い出されることになり、使用中の物品として、物品管理員の保管に移されることになる。

(2) 使用中の物品は、「物品管理員の保管物品」と「特定の職員の保管物品」に区分され、それぞれが保管責任を有するものである。

(3) 「特定の職員の保管物品」とは、被服、備品のうちロッカー、自動車、機械等で鍵を保持して他の職員が使用できない状態にあるものをいう。その他の物品（事務机、いす等を含む。）は、物品管理員が保管するものである。

## 2 材料品及び郵便切手類の管理（第8条関係）

材料品及び郵便切手類については、物品管理者は、交付後の使用状況について使用職員から報告書を提出させるなど効率的な使用を図らなければならない。

## 3 重要な物品（第8条及び第17条関係）

重要な物品については、備品管理簿（甲）の「重要物品」欄の整理を行わなければならない。

## 4 物品管理簿記載省略の物品等（第9条関係）

### (1) 規則第9条第1項第1号エにいう「配付のため購入し、又は作成した印刷物」

とは、ポスター、ビラ、あいさつ状、帳票類で、市民に配布するもの及び部内に配布するもの等配付先を問わない。

部内に配付する者にあつては、発送担当課において適宜送り状を作成して、受け渡しを明確にしておかなければならない。

### (2) 物品管理簿の記載を省略した物品については、「物品保管転換書（第2号様式）」及び「物品の不用の決定及び処分に係る決議書」の記載を省略することができる。

## 5 過不足の整理（第12条関係）

物品の過不足の整理は、「物品受入通知書（第1号様式）」又は「物品払出通知書」（第1号様式）」により行うものである。

## 第3 処 分

### 1 不用の決定（第13条関係）

不用の決定は、次のいずれかに該当する場合に限って行うことができる。

#### (1) 物品としてはまだ十分利用できるものであつても、本来利用の対象とされていた事務又は事業が終了したことなどにより、当該物品の使用目的がなくなり、又将来も利用することが考えられない物品。

なお、この場合、物品の効率的な利用を図るため、できる限り保管転換を図るようにならなければならない。

#### (2) 摩耗、破損、変質等が著しく、本来の利用目的に従った供用等ができなくなった物品。

### 2 売却等（第15条関係）

#### (1) 売却を目的とするもののほかは、不用の決定をしたものでなければ、売り払うことができない。

#### (2) 物品を支払手段として使用する場合は、「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年3月条例第79号）」の定めるところによって行うものである。

この場合において、新たに購入した物品の取得価格は、支払手段として使用した物品の評価額を含めた全体の価格である。

## 第4 雑 則

### 1 現在高の報告書（第17条関係）

物品管理者は、会計管理者が必要と認めて報告を求めたときは、速やかに応じられるように物品の増減異動及び現在高を的確に掌握しておくよう努めなければならない。ただし、財務会計システムに重要な物品の情報を登録し、会計管理者が当該情報を確認できる場合は、当該登録をもって規則第17条第1項に定める報告があつたものとする。

### 2 帳票の様式（第18条関係）

備品管理簿等の様式について、規則で定める様式によりがたい場合（特殊物品、例えば美術館の美術品、図書館の貸出図書など。）においては、会計室長に合議して、特別の様式を使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 物品会計規則事務取扱要綱（昭和39年3月25日会第596号各所属長あて会計室長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年度決算から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

物品整理区分表

1 備 品

①その性質・形状を変えることなく、おおむね1年をこえて使用に耐えるもので、価格が50,000円以上のもの。

②性質は、消耗品に属するものであっても、標本・陳列品として保管すべきもの。

| 種 別                        | 説 明                                                                               | 区 分            | 品 名 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 光学・計測<br>機器類<br>(理化学機器類) | ① 実験・研究・<br>教育・調査等に<br>用いられる機器<br>及び映写・撮影<br>機器類<br><br>② 計量・測定等<br>に用いられる機<br>器類 | 1 光学機器         | 映写機、カメラ、交換レンズ、現像器、<br>スライド映写機、顕微鏡、撮影機、<br>接写台、双眼鏡、投影機、望遠鏡、<br>閲読機、スライド作製機、フィルム編集機<br>その他光学機器                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                            |                                                                                   | 2 計測機器         | 〈長さ〉 キルビメーター、ルノメーター、<br>距離測定器、巻尺<br>〈面積計〉 プラニメーター<br>〈質量計〉 上皿天びん、皿ばかり、<br>台ばかり、棒ばかり、<br>トラックスケール<br>〈時間計〉 時計及び時計類<br>〈その他の計測機器〉<br>圧力計、回転速度計、ガス検知器、<br>照度計、振動計、水質検査器、騒音計、<br>一酸化炭素測定計、分光計、歩度計、<br>じんあい計、透視度計、PH計、<br>濃度計、水準器、水深計、比重計、<br>比色計、電流計、電圧計、テスター、<br>オシログラフ、トラフィックカウンター<br>硬度計、熱量計、塩度計、<br>〈ゲージ類〉 ダイアルゲージ、ノギス、<br>マイクロメーター<br>その他計測機器 |
|                            |                                                                                   | 3 試験・実験<br>機器  | 圧縮試験機、貫入試験機、<br>路面支持力測定器、衝撃試験機、<br>電波実験器、光合成実験器、<br>電気抵抗熱試験器、実験台<br>その他試験・実験機器                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                            |                                                                                   | 4 気象用計器        | 雨量計、温度計、気圧計、湿度計、<br>風向計、幅射熱計、風向風速計、風速計、<br>百葉箱、風量計、その他気象用計器                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                            |                                                                                   | 5 測量用機器        | トランシット、レベル、平板測量器、<br>ポール、クリノメーター、三脚<br>その他測量用機器                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                            |                                                                                   | 6 その他<br>理化学機器 | 遠心分離機、純水製造器、高圧滅菌器、<br>ふ卵器、染色器、恒温培養器<br>その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 種 別            | 説 明                                  | 区 分       | 品 名 例 示                                                                                                                                             |
|----------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 電気・通信<br>機器類 | ① 通信・放送等に用いられる機器類<br>② 電源・配電・照明等の機器類 | 1 電気機器    | 充電器、整流器、変流器、変圧器、蓄電器、発電機、コンデンサー、照明灯、投光器、その他電気機器                                                                                                      |
|                |                                      | 2 通信機器    | 無線通信機、電話機、インターホン、電話交換機、携帯用スピーカー、警報器、アナライザー装置、その他通信機器                                                                                                |
|                |                                      | 3 放送機器    | 放送設備、工業用テレビ装置、視聴覚設備（聴話訓練器を含む）、テレビ、ラジオ、ワイヤレスマイク、ビデオレコーダー(DVDレコーダー)、テープレコーダー(ICレコーダー)、ステレオ、コンバーター（周波数変調機）、ビデオディスクプレーヤー(DVDプレーヤー)、ラジオカセットレコーダー、その他放送機器 |
| 3 工作機器類        | 修理・加工等に用いられる機器類                      | 1 金属加工機器  | 研削盤、旋盤、ボール盤、グラインダー、板金切断機、フライス盤、タレット旋盤、折曲機、研磨盤、その他金属加工機器                                                                                             |
|                |                                      | 2 木材加工機器  | 帯鋸盤、丸盤、かんな盤、糸鋸機、木工旋盤、その他木材加工機器                                                                                                                      |
|                |                                      | 3 その他工作機器 | 圧延機、鍛冶炉、熔接機、焼入装置、工作台、その他工器具類                                                                                                                        |
| 4 産業機器類        | 建設・生産・農水産等に用いられる機器類                  | 1 土木建築機器  | コンクリートブレーカー、さく岩機、アスファルトカッター、コアカッター、ベルトコンベア、コンクリートカッター、ランマー、コンプレッサー、道路転圧機、噴霧塗装機、コンクリートミキサー、砕石機、びょう打機<br>その他土木建築機器                                    |
|                |                                      | 2 荷役機器    | ウィンチ、ホイスト、リフト、チェンブロック、起重機、滑車、ドラム缶運搬機、その他荷役機器                                                                                                        |
|                |                                      | 3 農水産機器   | 耕運機、脱穀機、草刈機、チェーンソー、水槽（水族館用）、コンバイン、田植機、搾乳機、製粉機、草焼機<br>その他農水産機器                                                                                       |

| 種 別      | 説 明                                               | 区 分        | 品 名 例 示                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|---------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 医科機器類  | ① 身体検査、身体の各種機能測定に用いられる機器類<br>② 診断治療・調剤等、医療に必要な機器類 | 1 医科器具     | <身体検査器具類><br>握力計、検眼鏡、人体測定器、身長計、体重計、肺活量計、聴力検査器等<br><診断・治療器具類><br>胃鏡、血圧計、人工呼吸器、心電計、手術台、麻酔器、人工肺、脳波計、診療台、補聴器、聴診器、縫合器等<br><調剤器具類> 分包器、錠剤器、かくはん器、ざ薬調製器等<br><消毒器具類> 消毒器、洗浄器、滅菌器等<br><その他><br>吸入器、酸素 TENT、歯科ユニット、ほう帯巻器、薬品保管庫等      |
|          |                                                   | 2 医科機械及び装置 | X線撮影装置、X線フィルム現像装置、万能手術台、凍結手術装置、立体撮影装置、多用途監視記録装置、C・Tスキャナー、歩行訓練機、マッサージ機、洗眼装置、眼底カメラ<br>その他医科機器及び装置                                                                                                                            |
| 6 事務用機器類 | 公印、計算機、その他一般事務用機器類                                | 1 事務用機器    | 公印（神戸市公印規則に規定するもの）、製図器、鉛筆削器、カードせん孔機、抽せん機、シュレッダー、カード分類機、謄写輪転機、ファクシミリ送（受）信機、印鑑照合器、チェックライター、打抜器、浮出器（シールプレス）、封入封緘機、自動製本機、電動ホッチキス、複写機、あて名印刷機、電気スタンド、両替機、ビデオテープ（録画済のもの）、フロッピーディスク（入力済のもの）、タイプライター、ワードプロセッサ、コンピューター機器<br>その他事務用機器 |
|          |                                                   | 2 計算機器     | 金銭登録機、郵便料金計器、投票用紙計算機、電動式計算機<br>その他計算機器                                                                                                                                                                                     |

| 種 別           | 説 明                          | 区 分                  | 品 名 例 示                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 その他の<br>機器類 | 1～6までに分類<br>されない機器類          | 1 印刷機器               | 印刷機、自動紙折機、自動断裁器、<br>写真植字機、図面焼付機<br>その他印刷機器                                                                                                                                                                                                                |
|               |                              | 2 消防用機器              | 救助袋、消火器、消火ポンプ、高発泡機、<br>緩降器、排煙機、放水砲、ロープ投射器、<br>火災報知機、その他消防用機器                                                                                                                                                                                              |
|               |                              | 3 動力機器               | 各種ポンプ、電動機、<br>エンジン（ガソリン、ディーゼル）<br>その他動力機器                                                                                                                                                                                                                 |
|               |                              | 4 他に属さない機器           | ボイラー、給水タンク、交通信号機、<br>空気浄化装置、自動販売機、ミシン、<br>ジュークボックス、ガソリンタンク、<br>毛糸編物機、電動式表示機、散水機、<br>フォグマシン、送(排)風機、加(除)湿機、<br>洗たく機、掃除機、薬剤散布機、<br>アイロン、ガスもれ警報機<br>その他                                                                                                       |
| 8 船車類         | 自動車、船舶等運<br>搬その他に用いら<br>れるもの | 1 普通自動車              | 大型貨物車、大型バス、マイクロバス、<br>大型乗用車、小型貨物車、小型乗用車、<br>小型マイクロバス                                                                                                                                                                                                      |
|               |                              | 2 特殊自動車              | 〈特殊用途車〉<br>救急車、消防車、散水車、検診車、<br>レントゲン車、ロータリーローダー車等<br>〈大型特殊車〉<br>ロードローラー、ショベルローダー、<br>モーターグレーダー、フォークリフト、<br>スクレーパー、ダンパーモーター等<br>〈建設機械〉<br>万能掘さく機、シブクレーン、<br>ブルドーザー（自重3 t以上）、<br>アスファルトフィニッシャー、<br>クラッシャー（5馬力以上）等<br>〈小型特殊車〉<br>農耕作業用車、ロードローラー、<br>フォークリフト等 |
|               |                              | 3 その他の<br>自動車        | 軽貨物車、軽乗用車、自動二輪車、<br>軽二輪車、原動機付自転車、電気自動車、<br>ゴーカート、軽車両（自転車、荷車、<br>トレーラー等）                                                                                                                                                                                   |
|               |                              | 4 車両用機器              | カークレーン、マイナークレーン、<br>自動洗車機、自動車用リフト(ジャッキ)<br>その他車両用機器                                                                                                                                                                                                       |
|               |                              | 5 船 舶<br>(20 t未満のもの) | 消防艇、給水船、水質監視船、ボート、<br>ろ・かい船                                                                                                                                                                                                                               |

| 種 別             | 説 明                                     | 区 分           | 品 名 例 示                                                                                                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 運動用具・<br>楽器類  | 体育・音楽・演劇<br>用具類                         | 1 運動用具        | あん馬、剣道防具、卓球台、跳箱、<br>平行棒、体育用マット、トランポリン、<br>トレーニング器具、ハードル、平均台<br>その他運動用具                                                                      |
|                 |                                         | 2 楽 器         | 太鼓、ギター、トランペット、ピアノ、<br>エレクトーン、メトロノーム、<br>アコーディオン、クラリネット、<br>バイオリン、その他楽器                                                                      |
|                 |                                         | 3 演劇用具        | 所作台、びょうぶ、演壇、小舞台、<br>移動せり、舞台幕、暗幕、どんちょう、<br>映画用フィルム、映写幕、その他演劇用具                                                                               |
| 10 美術工芸・<br>標本類 | 美術工芸品及び<br>標本・模型類                       | 1 美術工芸品       | 掛軸、彫刻、花瓶、置物、書画、絵画<br>その他美術工芸品                                                                                                               |
|                 |                                         | 2 標本・模型       | 写真パネル、プレパラート、<br>その他標本・模型                                                                                                                   |
| 11 図 書          | 図書・地図等の<br>出版物                          |               | 品名は当該書名を用いる                                                                                                                                 |
| 12 動 物          | 観賞用動物（魚類<br>を除く）及び王子<br>動物園等で飼育す<br>る動物 |               |                                                                                                                                             |
| 13 その他          | 1～12までに分類<br>されないその他の<br>もの             | 1 家具・調度<br>品類 | 卓子、机、椅子、応接セット、戸棚、<br>更衣ロッカー、書棚、カウンター、<br>ファイリングキャビネット、投票箱、<br>記載台、鏡台、じゅうたん、カーテン類、<br>金庫、つい立、間仕切パネル、脚立、<br>運搬箱、受付台、整理棚、生花器、額、鏡<br>その他家具・調度品類 |
|                 |                                         | 2 厨房器具類       | 炊飯器、電子レンジ、食器消毒器、<br>食器洗浄機、洗米機、湯沸器、揚げ器、<br>球根皮剥機、調理台、配膳台、<br>ミルク保管箱、食器、消毒保管庫、<br>給茶器、魚焼器、トースター、ポット、<br>食器乾燥機、温水器、オーブン、冷蔵庫<br>その他厨房器具類        |
|                 |                                         | 3 冷暖房器具<br>類  | 扇風機、こたつ、ルームクーラー、<br>ストーブ、温風機、電子カーペット、<br>足温機、ヒーター、あんか<br>その他冷暖房器具類                                                                          |
|                 |                                         | 4 建 物         | 仮設建物（現場詰所、便所、箱番、車庫等<br>移動可能なもの）                                                                                                             |
|                 |                                         | 5 その他         | 焼却炉、案内板、植木鉢、温室、テント、<br>国旗・市旗類、被服（物品会計規則事務取扱要<br>綱に規定するもの）、すべり台、ブランコ、<br>ふとん、毛布、旗立台、掲示板、その他                                                  |

## 2 消耗品

- ①価格に関係なく、その性質・形状が1回又は短期間の使用によって効用を失うもの。  
②価格に関係なく、実験用材料品として使用するもの、又は贈与を目的とするもの。  
③物品整理区分表1備品に例示されている物品その他これらに類するものであっても、取得価格が50,000円未満のもの。したがって、同一種類の物品でも価格の高低によって備品又は消耗品として区分することはあり得る。

### 区 分

- ① 用紙・紙製品類 ② 文房具類 ③ 油脂・燃料類 ④ 薬品・衛生材料類  
⑤ 厨具類 ⑥ 音楽・美術・体育用品類 ⑦ 図書類 ⑧ 諸工具、作業用品類  
⑨ 食品類 ⑩ 部品類 ⑪ 雑品類

| 種 別     | 説 明                                | 区 分     | 品 名 例 示                                                                      |
|---------|------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 3 材料品   | 工事又は作業の用に供し、建造物、製作品、加工品等の実体を構成するもの | 1 生地類   | 生地（綿、絹、毛、人絹、スフ、合成繊維、織物）、糸、レース、不織布、ホック、ボタン、ファスナー                              |
|         |                                    | 2 工事用材料 | 丁番、壁材、木材、石材、屋根がわら、レンガ、タイル、衛生陶器、土管、セメント製品、ガラス、砂、砂利、鋼材（形鋼・鋼管・棒鋼等）、アスファルト、釘     |
| 4 郵便切手類 | 郵便切手・収入証紙・乗車券、金券類その他これらに類するもの      | 郵便切手類   | 郵便切手、郵便はがき、レターパック、収入印紙、収入証紙、乗車券、タクシーチケット、プリペイドカード、ICカード、ETCカード、有料道路通行券、各種金券類 |
| 5 生産品   | 労力及び器具機械等を利用して産出したもので売却を目的とするもの    | 生産品     | 海づり公園（海洋放牧場）生産品<br>販売する目的で出版する図書                                             |